

高松市監査委員告示第 1 4 号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 5 月 1 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	大	西		智
同	山	下		誠

監査結果に基づく措置通知
(包括外部監査)



令和 6 年 5 月 1 日

高 松 市 監 査 委 員

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成13年度

監査テーマ1 借金の次世代負担許容額について

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	県施設と市施設の重複建設を防止するための体制作りを 政策立案過程から構築することが望ましい	P31	財政局	財産経営課 ファシリティマネ ジメント推進室	R6.3.18

監査実施年度 平成16年度

監査テーマ1 少子高齢化対策事業に関する財務事務の執行について

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
2	意見	幼稚園の運営を民営化又は公設民営化することについて	P43	健康福祉局	こども保育教育課 施設対策室	R6.3.27

監査実施年度 平成23年度

監査テーマ 高松市のライフインフラとしての福祉

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
3	意見	駐車場の確保と道路への掲示物設置の検討について（保育所）	P287	健康福祉局	こども保育教育課 施設対策室	R6.3.27

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ2 高松市の関連諸団体

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
4	意見	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市文化財保護協会）	P145、 278	創造都市推進局	文化財課	R6.3.12

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
5	意見	幼保連携型認定こども園への移行に関する進捗管理について	P62	健康福祉局	こども保育教育課 施設対策室	R6.3.27
6	意見	保育所、認定こども園、幼稚園の統廃合と私立の比率について	P65			
7	意見	就学援助費の各保護者への振込について	P113	教育局	保健体育課	R6.3.19

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ3 高松市の空き家に関連する政策

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
8	意見	危険空き家の棟数を数値目標に設定することについて	P155	市民政策局	くらし安全安心課	R6.3.25

監査実施年度 令和2年度

監査テーマ 持続可能な財政運営

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
9	指摘	高松市ファシリティマネジメント基本方針（平成26年度策定）とそれに基づく実施計画とのかい離に対する説明について	P27	財政局	財産経営課 ファシリティマネ ジメント推進室	R6.3.18

監査実施年度 令和3年度

監査テーマ 高松市の契約・選定事務

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
10	指摘	公募による指定管理者の選定理由等をホームページなどで公表することについて	P71	財政局	財産経営課 ファシリティマネ ジメント推進室	R6.3.18

監査実施年度 令和4年度

監査テーマ 高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
11	指摘	財務諸表の注記が適切に記載されていないことについて（公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー）	P79	創造都市推進局	観光交流課	R6.3.29
12	指摘	外貨建て満期保有目的債券に係る会計処理を適切に行うことについて（公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー）	P80			
13	意見	特定資産である退職給付引当資産の運用方法の在り方を検討することについて（公益財団法人高松市学校給食会）	P40	教育局	保健体育課	R6.3.19
14	意見	より分かりやすい財務報告を作成することについて（公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー）	P82	創造都市推進局	観光交流課	R6.3.29

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	平成13年度／借金の次世代負担許容額について	
区 分	意 見	
意見の項目	県施設と市施設の重複建設を防止するための体制作りを政策立案過程から構築することが望ましい	
意見の内容	県施設と市施設の重複建設防止について、施設運営のあり方を含めて県と関連市町との検討する体制作りが政策立案および決定過程から望ましい。	
報告書該当ページ	P31	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月18日
所管課等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措置結果	本件意見については、平成29年度に香川県が主体となり、四国財務局及び県内市町で構成する香川県国公有財産最適利用連絡協議会を設置し、未利用財産の情報共有や関係団体相互の連携を図っている。 また、令和5年度からは、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョンの新規事業として、「公共施設等の共同利用整備事業」を登載しており、同協議会において、県・市町による新規整備予定案件の情報共有を図り、政策立案過程から重複建設を防止する体制を構築している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	平成16年度／少子高齢化対策事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	幼稚園の運営を民営化又は公設民営化することについて	
意見の内容	現在の市立幼稚園は延長保育等のサービスが行われておらず、共働き家庭の園児が通園することは困難である。延長保育等のサービスには弾力的な勤務体制を要するため、幼稚園の運営を民営化することが有効である。すべての市立幼稚園の施設を私立幼稚園へ売却することは現実的に困難と考えられるため、市立幼稚園の用地、建物、備品等は市の所有のまま、これらを民間の法人へ無償で貸与するとともに、幼稚園の運営を民間法人に委託する公設民営化が望ましいと考えられる。	
報告書該当ページ	P43	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月27日
所管課等	健康福祉局 こども保育教育課 施設対策室
措置結果	本件意見については、近年、少子化の著しい進行及び女性就業率の向上による保育所の需要の増加に加え、幼児教育保育の無償化による私立幼稚園の需要の増加などから、市立幼稚園の需要が減少し、幼児教育において望ましい集団規模の確保が難しく、市立幼稚園の運営民営化や公設民営化は困難である。 このようなことから、平成31年1月に見直した高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画に基づき、幼保連携型認定こども園への移行を促進するなど、子育て支援事業等のサービスの拡充を図ることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	駐車場の確保と道路への掲示物設置の検討について（保育所）	
意見の内容	児童の安全な送迎が可能であるように、駐車場の確保が必要と思われる。 少なくとも、新規に保育所を整備する場合は、駐車場の確保が必要かどうか、スムーズな送迎が可能かを含めた設計、場所決めを行うことが望まれる。 また、スクールゾーンの交通標識なども参考にして、保育所への送迎に進入する必要のある道路に掲示物を設置するなど、他の車に注意喚起するなどの検討も望まれる。	
報告書該当ページ	P287	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月27日
所 管 課 等	健康福祉局 こども保育教育課 施設対策室
措置結果	本件意見については、平成28年3月に策定した高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画に基づき、認定こども園への移行の際に駐車場を整備しているほか、敷地周辺の状況から可能な場合には、借地などにより駐車場の確保を図っている。 また、道路への送迎用車両の進入に関する掲示物の設置については、学校施設の近隣に立地している保育所や、既に注意喚起を行っている保育所が多いため、今後においても、個々の周辺道路状況を勘案しながら、対応していくこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市文化財保護協会）	
意見の内容	見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、前記のとおり、厳格に実施される必要がある。 また、入札しているにもかかわらず、毎年（3年以上程度）単数の入札者しかいなかったり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P145、278	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月12日
所管課等	創造都市推進局 文化財課
措置結果	本件意見については、令和5年度の研修旅行から、2者以上からの見積徴取を実施することに改めた。 また、見積徴取時には、前年度落札者と同一者であるかどうかにかかわらず、毎回、当会長と事務局長が協議し、仕様書に基づいた見積りであるかどうかや、仕様を満たした上で、更に有利な条件の見積りであるかなどを総合的に判断し、業者を決定している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	幼保連携型認定こども園への移行に関する進捗管理について	
意見の内容	園児数が減少している幼稚園では、適正規模の集団生活が送れず、十分な教育を受けられていない可能性がある。また、施設が老朽化している場合には、建替えや大規模改修等の実施が求められることとなる。よって、必要な再編が適時に進まない場合には、教育面や施設面の適時な改善ができない状況が生じる可能性があり、そうした状況に陥らないよう市として重点的に取り組む必要が生じるものと考えられる。 園児数の推移を継続的に把握するとともに、園児数の減少により再編検討対象となった幼稚園における再編検討が予定通り進められているかについて、毎年報告を求めるなどモニタリングし、進捗が遅れている箇所については重点的に対応を行うなど、再編検討に関する進捗管理を定期的に行える体制の整備が望まれる。	
報告書該当ページ	P62	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月27日
所管課等	健康福祉局 こども保育教育課 施設対策室
措置結果	本件意見については、平成28年3月に策定した高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画に基づき、園児数の推移を継続的に把握しながら進めており、近年においては、少子化の著しい進行や女性就業率の向上による保育所の需要の増加などから、市立幼稚園の需要が減少し、幼児教育において望ましい集団規模が確保できない幼稚園もあるため、31年1月に同基本計画の見直しを行い、認定こども園への移行を計画的に進めている。 また、令和3年4月には、こども保育教育課内に施設対策室を設置し、再編検討に関する進捗管理を行う体制を構築している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について													
区 分	意 見													
意見の項目	保育所、認定こども園、幼稚園の統廃合と私立の比率について													
意見の内容	平成29年度版市政概況によると、施設の数下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>公立（市立）</th><th>私立</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr> <td>認定こども園</td><td>6</td><td>9</td></tr> <tr> <td>保育所</td><td>30</td><td>38</td></tr> </tbody> </table> 幼稚園の利用者は減少傾向にあり、保育所の利用者は増えている。市では今後、幼稚園から認定こども園への移行を進めていく方針である。また、公立の幼稚園は建築年数が古く、今後、大規模修繕や建替えが必要になると思われる。更に、街中では利用者が多いが、中心部から外れた地域では施設に空きがあり、統廃合が必要である。 （略） 上記の認定こども園への移行や、建替え、統廃合の中で、公立の施設が老朽化したところは廃止し、施設が必要な地域に、私立の施設を公募するなど、積極的に私立の比率を高めていくことが望まれる。また、市の中心部で施設が足りない場合、学校の空き校舎や、民間の空き施設を利用して、私立の保育所に運営委託することも考えられる。民間に任せられるものは任せて、公立の施設は民間でできないところをカバーする方針とすることが望まれる。			公立（市立）	私立	幼稚園	24	25	認定こども園	6	9	保育所	30	38
	公立（市立）	私立												
幼稚園	24	25												
認定こども園	6	9												
保育所	30	38												
報告書該当 ページ	P65													

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月27日
所管課等	健康福祉局 こども保育教育課 施設対策室
措置結果	本件意見については、平成27年3月に策定した高松市子ども・子育て支援推進計画（令和2年3月に第2期を策定）に基づき、待機児童対策として民間事業者を公募したことにより、私立施設が増加したほか、認定こども園への移行を促進した結果、令和5年4月には、私立施設の比率が高まった。 また、児童数の減少により、6年3月末に、市立春日幼稚園を閉園するなど、幼児教育保育施設を取り巻く社会環境の変化に対応していくこととしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	就学援助費の各保護者への振込について	
意見の内容	就学援助費の各保護者への振込について、高松市では、各学校から提出された支給内訳書を確認し、市からいったん各学校長の預金口座にまとめて振込み、各学校で市から送られた明細に基づいて、個々の保護者の口座への振込を実施している。他の市では、市から直接、保護者の口座に振込を実施しているところもある。市で各人への支払金額を計算し、データを作成しているので、学校を通さずに直接、振り込むことが効率的である。 一方、就学援助費の給食費への充当は、現在では、学校で管理している。就学援助費が学校口座に振り込まれ、給食費の徴収も学校で実施しているので、就学援助費を給食費へ充当する処理も、学校で実施している。 「Ⅳ．保健体育課（学校給食関連）及び給食会6．意見（5）給食費の徴収について」に記載しているが、給食費の徴収については、学校での事務負担が大きく、直接、給食会か市での徴収を検討することが望まれる。また、給食費を市で徴収する場合には、就学援助費の事務処理方法について、検討する必要がある。	
報告書該当ページ	P113	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月19日
所管課等	教育局 保健体育課
措置結果	本件意見については、令和5年度から、市立小・中学校の学校給食費を本市の予算に計上し、本市が直接、保護者から徴収するとともに管理をする「公会計」方式へ移行したことに伴い、学校給食費については、就学援助費を所管する学校教育課から振替処理を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	令和元年度／高松市の空き家に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	危険空き家の棟数を数値目標に設定することについて	
意見の内容	危険空き家の空き家数に占める比率の低下を数値目標とすると、危険空き家の数が増えても、全体の空き家数がそれを超えて増えると目標が達成されてしまうことも考えられる。指標の意義を考えると、危険空き家については、棟数を目標とするべきである。	
報告書該当ページ	P155	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月25日
所管課等	市民政策局 くらし安全安心課
措置結果	本件意見については、令和6年3月に策定した第2期高松市空家等対策計画の計画期間における評価指標について、危険空き家率から危険空き家件数に改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査テーマ	令和２年度／持続可能な財政運営	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	高松市ファシリティマネジメント基本方針（平成２６年度策定）とそれに基づく実施計画とのかい離に対する説明について	
指 摘 の 内 容	平成２６年度に策定された高松市ファシリティマネジメント基本方針で、高松市の財政事情等から割り出して、今後１５年間で３１．６％の削減が必要と記載されているが、それに基づいて策定された実施計画では、達成しておらず、１５年間で達成するののかも記載されていない。 当初の数値は、あくまでも試算ということではあるが、実際に策定された実施計画で、高松市の財政が将来的に維持できるということについての説明に欠けている。	
報告書該当 ペ ー ジ	P27	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年3月18日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和４年５月に高松市公共施設再編整備計画を改定した結果、将来更新経費の縮減に向けた取組として、単純な施設の廃止による延床面積の削減だけにとどまらず、公共施設の長寿命化に加えて、公共施設の集約化・複合化や官民連携の推進などの新たな取組により、将来更新経費と投資可能額の収支均衡を達成する見込みとなり、高松市ファシリティマネジメント基本方針（平成２６年度策定）とそれに基づく実施計画とのかい離は解消されている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	公募による指定管理者の選定理由等をホームページなどで公表することについて	
指 摘 の 内 容	高松市は、公募による指定管理者の選定理由等をホームページなどで公表しておらず、選定事務が適正に行われたか、判断できる状況にない。選定が適正に行われたことを示すためにも、公表することが望まれる。	
報告書該当ページ	P71	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月18日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和4年10月から、5年度更新施設分以降の公募による指定管理者候補者の選定理由等を、本市ホームページで公表している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	財務諸表の注記が適切に記載されていないことについて（公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー）	
指 摘 の 内 容	財務諸表のチェック体制を強化し、実体に合わせた記載（例：法人税法に基づく耐用年数）とすべきである。	
報告書該当ページ	P79	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月29日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
措 置 結 果	本件指摘事項の財務諸表の注記については、令和4年度決算から、有形固定資産の減価償却の方法を実態に合わせ、法人税法等に定める耐用年数に基づく定額法によるものに修正するとともに、「引当金の経常基準」から「引当金の計上基準」に誤字を修正した。 また、外貨建て債券等の処理については、公益法人会計基準に定める方法に変更した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	外貨建て満期保有目的債券に係る会計処理を適切に行うことについて（公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー）	
指 摘 の 内 容	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー財務規程（改正平成23年規程第15号）「（財務事務処理の原則）第3条 ビューローの財務事務処理の原則は、公益法人会計基準の原則に従って経理しなければならない。」とあることから、公益法人会計基準に関する実務指針（2019年3月19日日本公認会計士協会）QA41に準拠した会計処理を行うべきである。	
報告書該当ページ	P80	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月29日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和4年度決算から、外貨建て満期有価証券等は、決算時の為替相場による円換算額を付すよう変更した。 なお、外貨建て満期保有目的債券のうち、指定正味財産に分類される部分は、指定正味財産増減の部に計上される評価損益の科目欄に計上し、一般正味財産に分類される部分は、経常収益又は経常費用に計上することとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	特定資産である退職給付引当資産の運用方法の在り方を検討することについて（公益財団法人高松市学校給食会）	
意見の内容	退職給付引当金を保管している口座については、決済専用口座であることによるメリット（預金保険制度の全額保護対象）と、機会損失をしている（利息を受け取ることができない）というデメリットを比較し、再度運用方法について検討することが望ましい。 なお、残高が10,000千円を超える部分についてはペイオフ方式対象外となるため、他行へ預け入れする等の留意が必要であり、この点は当該団体の事務負担等を鑑みたうえで、他の外郭団体等の対応も参考にし、適切に対応されることが望ましい。	
報告書該当ページ	P40	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月19日
所管課等	教育局 保健体育課
措置結果	本件意見については、令和6年1月から、これまで退職給付引当金を保管していた決済専用口座から、有利息である普通預金口座に変更することとし、その際、ペイオフ限度額の1千万円を残高の上限額にすることとした。 なお、1千万円を超える金額については、他行の普通預金口座へ預け入れることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	より分かりやすい財務報告を作成することについて（公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー）	
意見の内容	他の団体の事例等を踏まえ、分かりやすい表示を検討すべきである。 公益目的事業細目区分については、以下のとおり。 （公1）国際会議等の誘致及び支援などコンベンションを推進する事業 （公2）コンベンション開催支援補助金等交付事業 （公3）観光客等の誘致及び受入れなど観光を振興する事業 （公4）新たな観光資源開発のための旅行業法に基づく旅行業 （公5）サンポート高松のにぎわいを創出する事業 （公6）高松市及び香川県への旅行者の利便の増進並びに観光資源開発のための観光案内所の運営・管理の受託	
報告書該当ページ	P82	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年3月29日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、令和4年度決算から、公益目的事業細目区分ごとに事業名称を付すこととした。